

地方創生特別委員会

産業部企業立地推進課

企業立地支援事業費補助金の改正について

静岡県企業立地補助金制度の改正に伴い、本市への立地の魅力をさらに高めることにより、企業立地の促進、雇用機会の拡大を図るため、本市企業立地支援事業費補助金制度を改正するもの。

1 静岡県企業立地補助金の改正内容

- ・建物・機械設備への補助率・限度額、設備投資額適用要件の見直し
- ・県内企業への土地、新規雇用への補助限度額の見直し
- ・県内に初進出する企業への支援を強化

2 本市企業立地補助金の改正内容

- ・建物・機械設備への補助について、従来の「連動型」から「独立型」へ見直し
- ・建物・機械設備への補助限度額の引き上げ

3 スケジュール

- ・施行：令和 8 年 1 月 1 日

※県の改正時期と合わせ、施行日以降に用地取得契約を締結した案件から適用

浜松市企業立地支援事業費補助金の改正について

令和7年10月9日

浜松市産業部 企業立地推進課

1

企業立地に関する現行の支援制度

▶ 立地時の補助金 市…企業立地支援事業費補助金（促進事業費補助金）

	県	市
土地・雇用	補助額：用地取得費の10% ※割増要件あり 新規雇用50万円／人 限度額：1億円 ※割増要件あり 適用要件：1,000㎡以上の用地取得時	補助額：用地取得費の15% ※割増要件あり 新規雇用50万円／人 限度額：4億円 ※割増要件あり 適用要件：1,000㎡以上の用地取得時
建物機械	補助額：県と市あわせて建物及び機械設備の投資費の10%（連動型） ・設備投資費が5,000万円以上5億円未満 ……県0%、市10% ・設備投資費が5億円以上 ……県7%、市3% ・成長分野であり設備投資費が5億円以上 ……県10%、市0% 限度額：7億円 ※県成長分野は10億円 適用要件：設備投資費5億円以上	※県が限度額に達した場合、市は（投資費の10%－県補助額）を補助する 補助額：1億円 ※大型特例は20億円 適用要件：設備投資費5,000万円以上

▶ 立地後の補助金 市…企業立地支援事業費補助金（奨励費補助金）

	市
固定資産税等	補助額：促進事業費補助金の対象となった土地・家屋に係る市税※の合計額 限度額：2億円／年 ※固定資産税、都市計画税、事業所税（資産割） 期間：促進事業費補助金の交付の翌年度から3年間 ※大型特例は5年間

2

静岡県企業立地補助金の見直し内容 -1

- ▶ 建物機械に対する県補助金（静岡県新規産業立地事業費補助金）の主な改正内容

区 分			改正前	改正後	施行時期
適用要件	設備投資額	初回	5億円	10億円	R 9 年 1 月
		2回目以降	5億円	30億円	
		大規模（知事特認）	100億円	200億円	R 8 年 1 月
補助率・限度額	県内	標準	7% [7億円]	5% [5億円]	
		成長分野	10% [10億円]	7% [7億円]	
	県内 初進出	標準	7% [7億円]	10% [10億円]	
		成長分野	10% [10億円]	15% [15億円]	

[] 内：補助限度額

3

静岡県企業立地補助金の見直し内容 -2

- ▶ 土地・雇用に対する県補助金（地域産業立地事業費補助金）の主な改正内容

区 分			改正前	改正後	施行時期
適用要件	設備投資額	初回	—	—	R 11 年 1 月
		2回目以降	5億円	5億円	
補助率・限度額	県内	標準	10% [1億円]	10% [0.5億円]	
		成長分野 or フロンティア	15% [1.5億円]	15% [0.75億円]	
		成長分野＋フロンティア	20% [2億円]	20% [1億円]	
	県内 初進出	標準	10% [1億円]	10% [1億円]	
		成長分野 or フロンティア	15% [1.5億円]	15% [1.5億円]	
		成長分野＋フロンティア	20% [2億円]	20% [2億円]	
	雇用	新規雇用者数	50万円/人	50万円/人	

[] 内：補助限度額

4

浜松市企業立地補助金の見直しに向けて

▶ 経緯

- ・ 5月 県制度改正の市町向け説明会
- ・ 7月 金融機関へのヒアリング実施

▶ 課題

- ・ 県の施行時期が段階的であり、「連動型」補助は最も早い時期に見直しが必要
- ・ 建物機械への市の補助限度額が1億円のため、設備投資額に応じた補助となっていない

▶ 見直しのポイント

- ・ 建物機械への補助について、従来の「連動型」から「独立型」に見直す
- ・ 建物機械への補助限度額を引き上げる
- ・ 現行制度の補助水準を維持する

5

浜松市企業立地補助金の見直し内容

▶ [建物機械] 企業立地支援事業費補助金（促進事業費補助金）

区 分			県 現行→改正案	市 現行→改正案	県+市 補助率 現行→改正案
①設備 投資額 適用要件	初 回		5億円→10億円	5,000万円(据置)	—
	2回目以降		5億円→30億円	5億円(据置)	—
②補助率 ・限度額 <最大>	県内	標準	補助率：7%→5% 限度額：7億円→5億円	補助率： 0～10%→一律10% (県と併用の場合は 一律5%) 限度額： 1億円→3億円 ※大型特例(設備 投資額50億円超) は20億円(据置)	10%(据置)
		成長	補助率：10%→7% 限度額：10億円→7億円		10%→12%
	県外 (県内初進出)	標準	補助率：7%→10% 限度額：7億円→10億円		10%→15%
		成長	補助率：10%→15% 限度額：10億円→15億円		10%→20%

- ▶ [土地・雇用] 企業立地支援事業費補助金（促進事業費補助金）：現行制度を維持
- ▶ 企業立地支援事業費補助金（奨励費補助金）：現行制度を維持
- ▶ 改正要綱の施行日：令和8年1月1日
※県の改正時期と合わせ、施行日以降に用地取得契約を締結した案件から適用

6